

平成 27 年 10 月 22 日

新たな社会的養育システム構築検討ワーキンググループ

木ノ内博道

「第 2 回 新たな社会的養育システム構築検討ワーキンググループ」に下記の通り意見を述べます。

記

1. 児童福祉法の理念に関わる部分で、子どもの保護（愛護）が強く述べられていますが、それよりも上位にくるのは「子どもが権利の主体者」である、ということだと思います。子どもが権利行使の主体であることをきちんと述べること。
2. 子どもが年齢に関わらず可能な限り自分のいる状況を説明してもらい、「意見を表明できる機会」を設けられるようにすること。社会的養護の子どもたちは自分の意思にかかわらず措置者によって暮らしの場を変えさせられる。できるだけその理不尽さをなくしたい。
3. 社会的養護の子どもの措置は、家庭養護を第一義とする方針を明確にする。これは国連の代替的養護に関する理念であり、先進各国の方針でもある。すでにわが国でも里親委託ガイドラインでは里親委託優先の原則が述べられている。ガイドラインだけでなく、児童福祉法に明記し、実効あるものにする。
※ 国連、子どもの権利条約前文ないし第 20 条では、「すべての子どもが、幸福、愛情、及び理解のある家庭環境で育つ権利を有する」「施設入所は施設収容が必要な場合」としている。また、代替的養護を行う場合には、家庭養護である里親委託や養子縁組が原則である。日本では子どもの最善の利益よりも児童相談所や施設のキャパシティ問題、実親の意向などが主に考慮されて措置内容が決定されることが多く、子どもの権利条約からかい離している。最適な措置を確保するために、たとえば保護者の不同意の問題がある場合には司法活用も行うべきである。
4. 社会的養護の子どもの家庭養護推進のうち、3 歳までの乳幼児はとくに家庭養護とする。これについても国連の代替的養護、先進各国の方針である。
5. 社会的養護の子どもの暮らしについてはパーマネンシー（家庭環境での養育の持続性）に配慮すること。
6. 現在、里親の種類に、養子縁組を希望する里親と言う形態があるが、里親制度と養子縁組制度を完全に切り離すこと。現在、社会通念として、里親と養子縁組を混同している。そのため保護者からの反対が強く里親委託が進まない。その混同の一つに、「養子縁組を希望する里親」があると思われる。海外においては、養子縁組と里親は別の概念とされている。
7. しかし、養子縁組について、大人の都合だけでなく、上記に述べたパーマネンシ

の一環として社会的養護に取り入れること。養子縁組成立後の支援を行うこと。

8. 里親支援機関の名称と役割が曖昧であることについても整理の必要がある。児童相談所の業務を担うような民間団体の活動は「里親養育機関」など、里親養育に責任を持つ機関と位置づけること。また、その業務については、里親の開拓、研修、訪問などばらばらに行うのではなく、開拓からマッチング、訪問までを一括して業務委託する(海外はおおむねそうした仕組みをとっている)。
9. 里親への措置費について、定額でなく子どもの状況に見合った形で支給する必要がある(たとえば人工肛門の子どもの紙おむつ代、人工透析の際の同行など)。
10. 災害時や紛争時、孤児や遺児になった子どもの処遇について、親族里親、地域里親を活用し、施設や遠隔地に処遇しないことを明記する(現在、国内に、地域里親と言う種類はないが、子どもの最善の利益を考えると、子どものよく知っている者、信頼されている大人が里親になる道を開くべきと考える)。

以上